

琵琶湖レジャー利用適正化基本計画(改定版)(素案)

令和 年 月

滋賀県

目 次

第1 基本的な考え方	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
第2 琵琶湖におけるレジャー利用の現状	3
1 琵琶湖におけるレジャー利用の変遷	3
2 レジャー利用の現状	4
3 個別レジャーの状況と問題	6
第3 琵琶湖におけるレジャー活動の長期的な目標	15
1 琵琶湖におけるレジャー利用のあり方	15
2 計画の基本理念	15
3 計画の目標	15
第4 施策の基本方針	16
第5 施策展開の基本方向	17
1 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷低減のための施策	17
(1) プレジャーボートの航行規制の徹底	17
(2) 環境対策型エンジンへの確実な転換	23
(3) 外来魚のリリースの禁止等の徹底	25
(4) ローカルルール等の推進	30
2 秩序あるレジャー利用の促進のための施策	32
(1) 湖岸の適正利用の推進	32
(2) 安全なレジャー活動の推進	34
3 施策の総合的な推進	36
(1) 計画の進捗管理	36
(2) 琵琶湖レジャー利用と琵琶湖との望ましい関係構築に向けた検討	36
(3) 広報広聴活動の推進	37
(4) 調査研究の推進	38
(5) 施策の推進体制	38

第1 基本的な考え方

1 計画策定の目的

滋賀県では、平成 14 年 10 月に「琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」(通称「琵琶湖ルール」、以下「条例」という。)を制定(平成 18 年 3 月および平成 23 年 3 月に一部改正)し、条例に基づく施策を実施してきました。

条例では、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を目的として、各主体の責務や県の施策、必要な規制等を定めています。

また、条例第 6 条において、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な計画を策定することとされています。

琵琶湖レジャー利用適正化基本計画(以下「本計画」という。)では、この規定に基づき、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減のための施策とその推進方策について計画しています。

なお、平成 27 年 4 月には、「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」が日本遺産として認定され、また、同年 9 月には「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が成立しました。令和 4 年 7 月には、県内で受け継がれてきた琵琶湖と共生する農林水産業「琵琶湖システム」が世界農業遺産に認定され、伝統的な農林水産業が琵琶湖の環境保全にも大いに貢献していることが高く評価されたところです。

以上のことを踏まえ、条例の前文にあるように、琵琶湖の環境をできる限り健やかなまま次代に引き継いでいくために、琵琶湖のレジャー利用についても琵琶湖へのさらなる配慮が求められています。

琵琶湖ルール

琵琶湖を訪れる皆さんに「琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」で定める規制事項等をより浸透しやすくするため「琵琶湖ルール」という合い言葉を使用しています。次の 5 つのルールがあります。

ルール 1: プレジャーボートの航行規制水域内を航行してはいけません

ルール 2: プレジャーボートの従来型 2 サイクルエンジンを使用してはいけません

ルール 3: プレジャーボートに適合証を貼付しなければなりません

ルール 4: 外来魚をリリース_{*1}(再放流)してはいけません

ルール 5: 地域で定めたローカルルール(地域協定)を守らなければなりません

_{*1} 本計画において、「リリース」とは、条例第 18 条における「再放流」のことをいいます。

2 計画の位置づけ

本計画は、琵琶湖におけるレジャー利用に伴う環境への負荷の低減に関する長期的な目標、基本となる方針、施策の方向などを示し、その指針となるものであり、「琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」に規定する施策のほか、他法令に基づく施策やこれまで取り組んできた施策も含めた総合的な計画としています。

従前の本計画は、琵琶湖の総合保全の指針であるマザーレイク 21 計画の取組の一環として、レジャー利用の適正化を図ることにより、琵琶湖のあるべき姿の実現に寄与してきました。

第五次滋賀県環境総合計画において、「いかに環境負荷を抑制するか」という視点だけでなく、人間が「いかに適切に環境に関わるか」という、より広い視点を取り入れており、本計画においても、レジャー利用の側面から、環境負荷の低減に加え、適切な環境への関わりの視点も取り入れ、事業を実施します。

また、琵琶湖保全再生施策に関する計画の取組の一環としても、レジャー利用の適正化を推進しており、琵琶湖保全再生施策に関する計画の重点事項としている「守ることと活かすことの好循環」へ繋げ、琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成に寄与します。

令和3年7月にはマザーレイクゴールズ(MLGs)も策定され、「変えよう、あなたと私から」のキーコンセプトのもと、「琵琶湖」を切り口とした琵琶湖版 SDGs として 2030 年の環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築に向けて、13 のゴールが設定されました。特にゴール11は「びわ湖を楽しみ 愛する人を増やそう」と掲げていることから、琵琶湖への愛着が育まれるようレジャー利用の適正化を推進します。

なお、本計画の実施に当たっては、他法令や県、国が策定するその他の計画との整合性を保ちます。

また、本計画に基づく事業の実施状況については、毎年その進捗を把握し、より効果的・効率的に実施するよう努めることとします。

3 計画期間

琵琶湖におけるレジャー利用の適正化のための施策を総合的に推進するためには、長期的な目標を定め、施策を展開することが必要です。

このため、改定後の計画期間は、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間とします。

第2 琵琶湖におけるレジャー利用の現状

1 琵琶湖におけるレジャー利用の変遷

戦前から琵琶湖は観光に利用されてきましたが、その多くは観光船に乗って風景を楽しむ方法であり、湖岸線のほとんどは、沿岸に住む住民・漁民の管理が及ぶところを除けば、他から人が自由に立ち入ることはありませんでした。その後、水泳など琵琶湖にふれて楽しむレジャーや、ヨット、ボートなどの小型船や小舟を用いた楽しみ方がみられるようになりましたが、こういった利用形態は、利用される場所や必要な設備類を管理する場所も限られていることから、秩序面で大きな問題になることはあまりありませんでした。

レジャー利用の状況に変化がみられるようになったのは、物の豊かさより心の豊かさを重視し「レジャー・余暇生活」に力を入れたいとする国民の割合が高くなり、レジャーの楽しみ方が多様化してきた昭和 50 年代後半頃からです。ウインドサーフィンがはやりだしたのもこのころであり、水上オートバイが国内で販売されたのも昭和 55 年からです。昭和 60 年代に入ると、労働時間の短縮、余暇の多様化等を背景にマリンレジャーに対する関心が高まる中、手軽に利用できる水上オートバイが急速に普及したことも相まってプレジャーボートの保有隻数は、年々増加しました。

平成 12 年以降は、長期的な景気の低迷の影響を受け、プレジャーボート在籍船隻数は年々減少し、全国の水上オートバイの在籍船隻数(出典:日本小型船舶検査機構HP)で見ると条例制定前の平成 13 年度では 1,058,200 隻であったものが、令和元年度末では、60,730 隻、令和5年度末では 57,411 隻と大きく減少しています。

一方、県内の水上オートバイ在籍船隻数は、令和元年度末では 1,658 隻であったものが徐々に増加し、令和5年度末では 1,911 隻になっています(表1)。

表1 全国および滋賀県の水上オートバイの在籍船隻数(単位:隻数)

年度	全国	滋賀県
H13	1,058,200	-
⋮	⋮	⋮
H28	62,495	1,422
H29	62,640	1,520
H30	61,778	1,599
R1	60,730	1,658
R2	59,912	1,715
R3	59,344	1,762
R4	58,493	1,847
R5	57,411	1,911

出典:日本小型船舶検査機構HP

2 レジャー利用の現状

琵琶湖は、湖岸道路の整備や高速道路網の整備などにより、京阪神・中京圏から比較的容易に訪れることができ、たやすく湖岸域まで近づけることから、非常に利用しやすい場所となり、県内外から多くのレジャー利用者が訪れています。

滋賀県公安委員会が、平成8年度から水上オートバイ操船者を対象に実施している「琵琶湖水上オートバイ安全講習」受講者を居住地別で見た場合、全受講者のうち約 80%が県外の受講者で占められています(表2)。

表2 琵琶湖水上オートバイ安全講習受講者数累計

府 県 名	大阪府	滋賀県	京都府	岐阜県	愛知県	奈良県	兵庫県	三重県	その他
受講者数	27,442	15,455	12,033	5,429	6,637	4,328	4,564	1,443	2,104
府県別割合	34.5%	19.5%	15.1%	6.8%	8.4%	5.4%	5.7%	1.8%	2.6%

(平成8年 10月1日から令和7年3月 31日現在までの累計)

滋賀県観光入込客統計調査によると、水泳場・マリーナの観光入込客数は、コロナ禍の令和2年、令和3年は一時、利用者が減少しましたが、それ以降はコロナ禍以前の利用者数へ戻りつつあります(図1)。

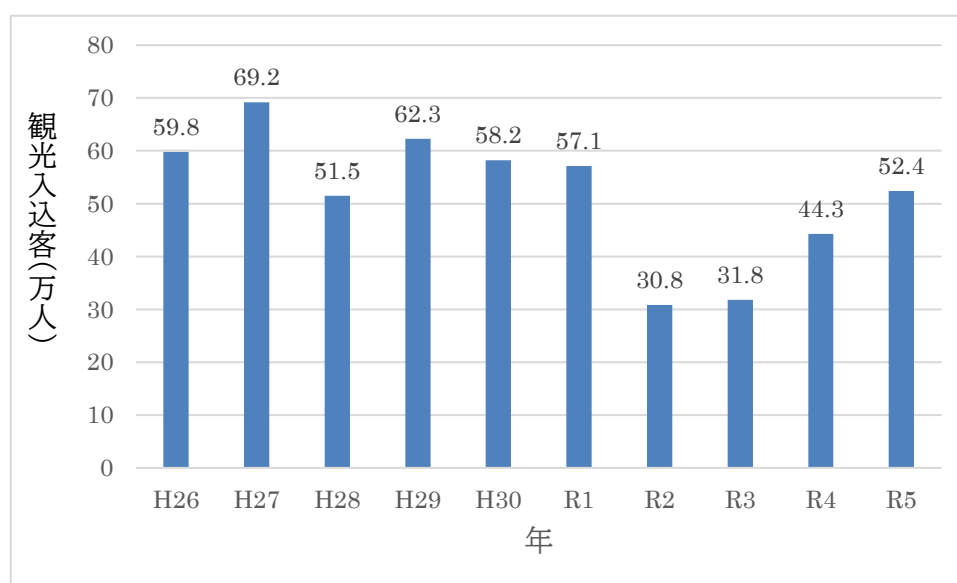
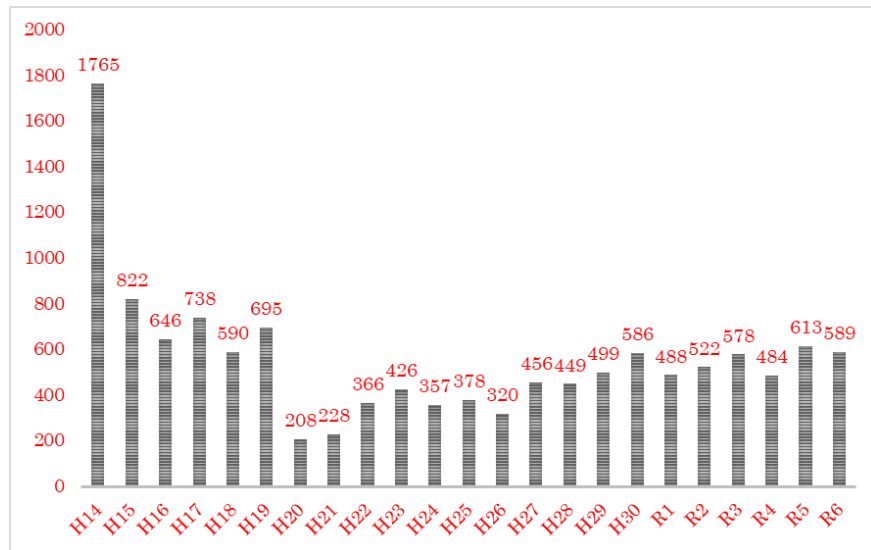


図1 水泳場・マリーナの観光入込客数

出典:「滋賀県観光入込客統計調査」(滋賀県観光振興局)

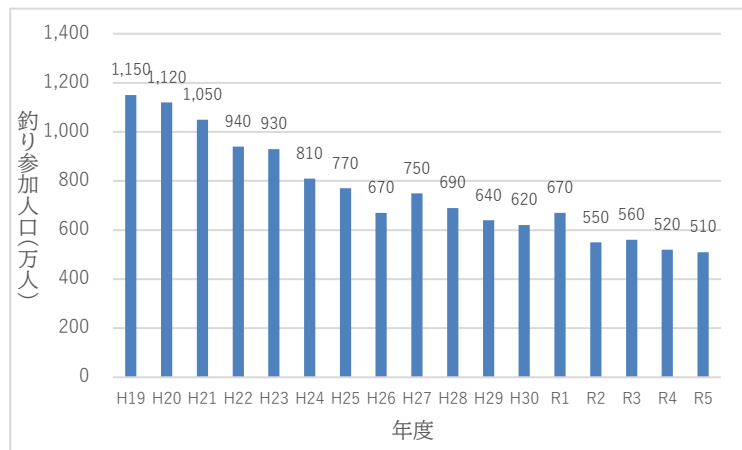
- 1 令和6年8月に調査した水上オートバイの利用隻数については、1日当たり 589 隻の利
 2 用でした(図2)。近年は、500 隻前後で横ばいの状況です。



3 図2 夏季における水上オートバイの利用隻数
 4 (夏季利用状況調査*2)

5 *2 夏季利用状況調査:7月下旬から8月中旬までの日曜日一日の利用隻数

- 6
 7 また、「レジャー白書 2024」によると釣り参加人口は、平成 19 年度以降、全国的には
 8 減少しています(図3)。県内の釣り人口も同様の傾向にあると考えられ、例えば、県内
 9 を代表するマリーナでは平成 27 年に年間 2,360 艇だった出艇数が令和元年には
 10 2,094 艇、令和 6 年には 1,467 艇となり、減少傾向を示しています。



11 図3 全国における釣り参加人口の推移

12 出典:「レジャー白書」2008~2024(公益財団法人 日本生産性本部)

3 個別レジャーの状況と問題

・ 琵琶湖ルールの認知度について

琵琶湖ルールの存知割合を県外と県内で比較すると、県外居住者にあまり浸透していないことが分かります(図4)。一方、県内居住者の存知割合もこの5年間で減少していることから、県内外での啓発方法の再検討が必要と考えられます(図4)。

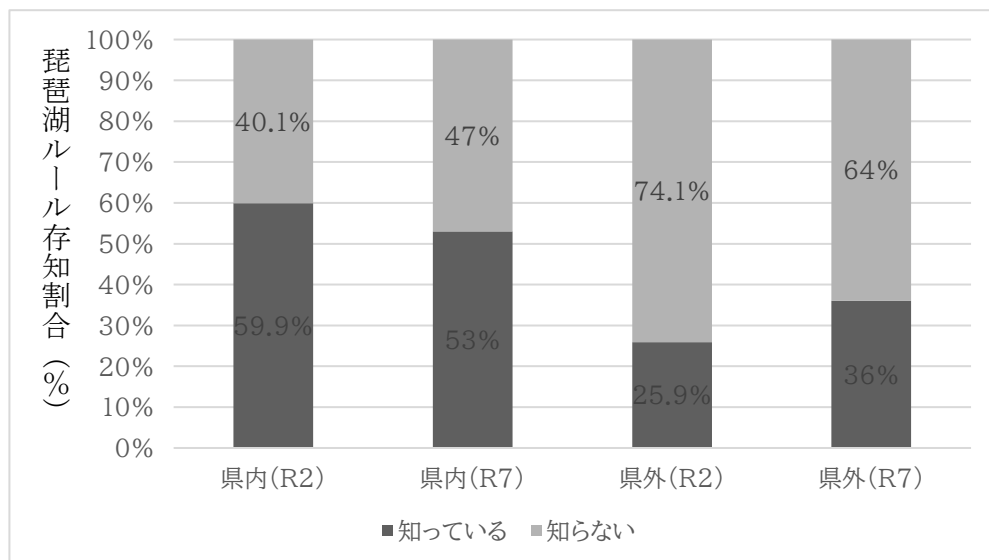


図4 琵琶湖ルールの存知割合

(県内居住者:県内居住者向けアンケート調査*₃、
県外居住者:県外居住者向けアンケート調査*₄)

*₃県内居住者向けアンケート** 調査手法:インターネット

調査期間:令和7年6月2日から7月18日の間

回答者数:220人(抽出後156人)

抽出方法:県内居住者で、琵琶湖でレジャー活動の経験がある方を抽出

*₄県外居住者向け

*** 調査手法:インターネット

調査対象:京阪神、東海、北陸地区居住者

調査期間:令和7年6月28日から7月7日の間

回答者数:1000人(抽出後182人)

抽出方法:琵琶湖でレジャー活動の経験がある方を抽出

・ プレジャーボート(水上オートバイおよびモーターボート等)

平成23年10月から開始した4サイクルエンジン等の環境対策型エンジンの搭載を示す適合証の交付隻数は、令和7年3月末現在、23,750隻となっており、水上オートバイが13,753隻(57.9%)、水上オートバイ以外のプレジャーボートが9,997隻(42.1%)となっています。

適合証の交付請求者は、船舶所有者が20,283隻(85.4%)、指定保管業者が3,467隻(14.6%)となっています。

また、船舶所有者からの請求では、令和2年5月時点同様、80%以上が県外からの利用者となっており、近畿圏では、大阪府、京都府からの利用者が、中部圏では、愛知県、岐阜県からの利用者が多くを占めています(表3)。

また、県が令和6年度夏季に実施した監視や取締りで確認したプレジャーボートは、全てに適合証が貼付されていました。こうしたことから、従来型2サイクルエンジン使用禁止や適合証の表示について、県内外の利用者に周知されていることが窺えます。

表3 適合証の交付数累計(船舶所有者からの申請)

府 県 名	大阪府	愛知県	滋賀県	京都府	岐阜県	兵庫県	三重県	奈良県	その他
交 付 数	5,785	3,331	2,979	1,765	1,620	1,247	934	878	1,744
府県別割合	28.5%	16.5%	14.7%	8.7%	8.0%	6.1%	4.6%	4.3%	8.6%

(平成 23 年 10 月 1 日*5から令和7年3月 31 日までの累計)

*5改正条例の施行日

・ プレジャーボートによる迷惑行為等

一部地域においては、プレジャーボートによる迷惑行為の改善が見られます。例えば、彦根市松原地先の矢倉川河口部スロープでは、水上オートバイによる騒音等の各種問題が発生していましたが、スロープの閉鎖により、当該迷惑行為は解消傾向にあります。

しかし、水上オートバイによる騒音問題は、条例施行当初から現在に至るまで依然として地域住民への影響を及ぼしています。県に直接寄せられるプレジャーボートの航行に関する苦情件数は条例施行当時に比べ大幅に減少しているものの(図5)、令和6年度に滋賀県警察へ寄せられた騒音に関する苦情件数は 137 件となっています。

令和7年7月に県内居住者 220 人を対象として実施した「琵琶湖のレジャー利用に関するアンケート調査」では、水上オートバイの騒音について4人が「静かになった」と回答した一方、85 人が「大変騒がしくなった」または「やや騒がしくなった」と回答しています(図6)。

さらに、コロナ禍収束後の外出機会の増加に伴い、琵琶湖ルールを十分に理解していない利用者の増加が見られます。特に県外からの利用者によるレジャー利用が拡大し、これまで苦情のなかった地域においても、近隣住民への迷惑行為が確認されています。

例えば、米原市磯地域では航行規制水域を遵守しない艇の存在や、浜辺でのバーベキューによる騒音被害が報告されています。また、彦根市南三ツ谷町付近では、琵琶湖ルールの未認知あるいは日本語を解さないことに起因すると思われる利用者による騒音や迷惑行為が確認されています。

以上の状況を踏まえ、更なる規制強化や制度改正を視野に入れた検討を進める必要があります。

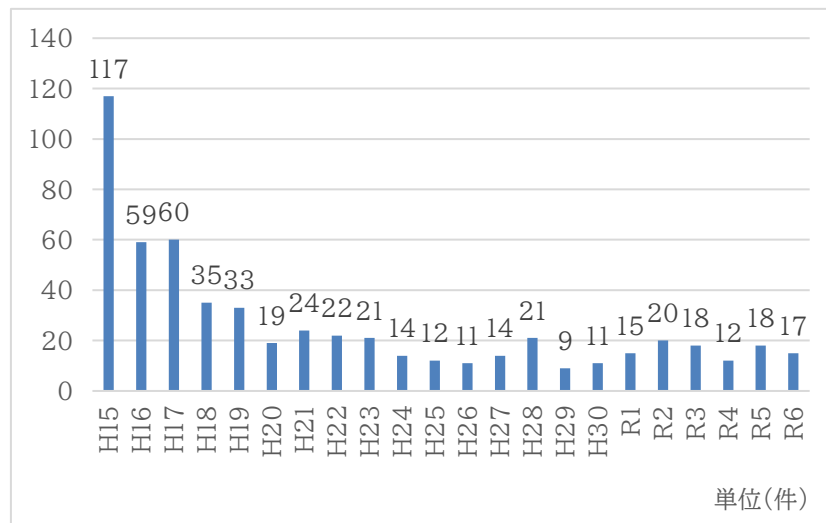


図5 プレジャーボートの航行に関する苦情件数

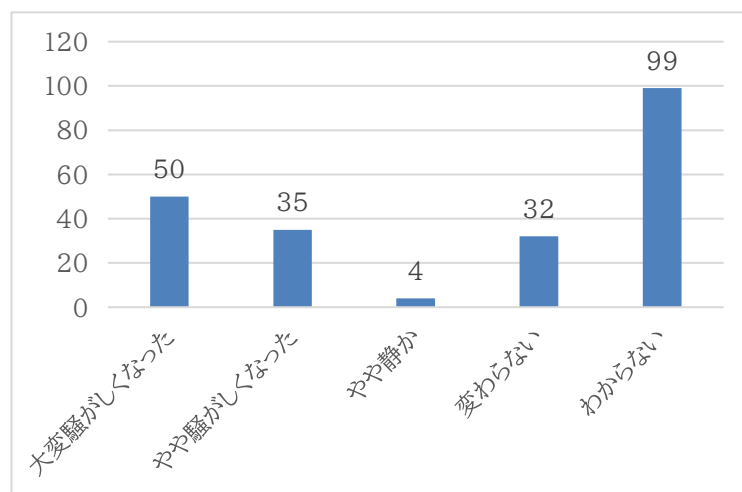


図6 昨今の水上オートバイの騒音について
(県民向けアンケート調査)

- ・ 従来型2サイクルエンジンによる環境負荷

湖上監視による啓発や水上安全講習での啓発等、粘り強い啓発活動により適合証制度は浸透しており、従来型2サイクルエンジン使用禁止についても概ね守られていることを確認しています。

県内の環境対策型エンジンへの転換率は令和6年12月31日時点で県内登録船全数6,181隻のうち6,100隻(98.6%)となっていました。また、近隣11府県(大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、岐阜県、愛知県、和歌山県、三重県、富山県、石川県、福井県)の転換率は登録船全数48,229隻のうち42,825隻(88.7%)となっていました。平成25年から令和6年にかけて、環境適応型エンジンへの転換は大きく前進しています。

・ 釣り

令和7年6月から7月に実施した、琵琶湖周辺での釣り人へのアンケート調査*6（以下「釣り人アンケート調査」という。）では、琵琶湖ルールの存知割合は前回よりも高くなり、外来魚リリース禁止の存知割合も令和2年の調査に続き高い水準を維持しています(図7、8)。

釣り人アンケート調査で外来魚を釣り上げた際にリリースするという回答者の割合は、平成18年は43%(82人中、35人)、平成27年は23%(107人中、25人)、令和2年は19%(105人中、20人)、令和7年は20%(84人中17人)となり、前回から横ばいとなっています(図9)。

一方、県外居住者対象の Web アンケートでは、琵琶湖で釣りをしたことがある方のうち、外来魚を釣り上げた際にリリースする人の割合が36%(75人中27人)となっています(図10)。

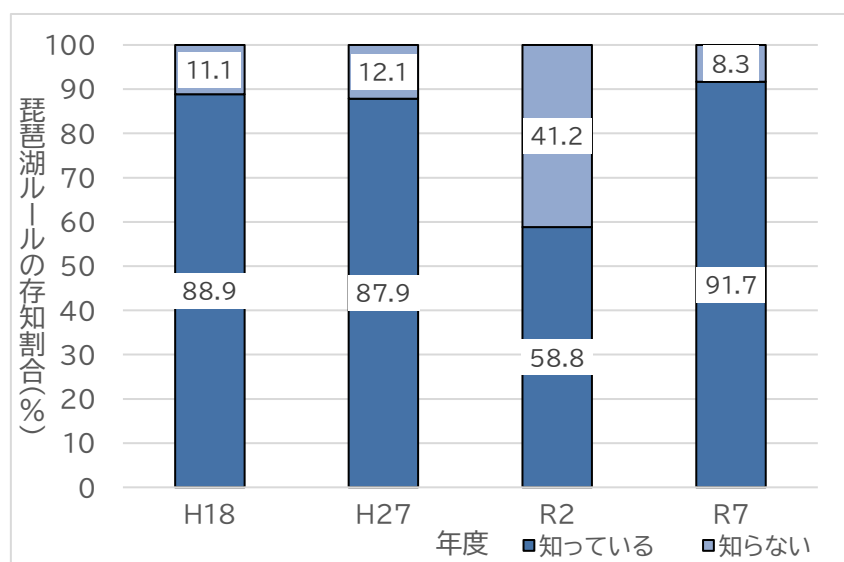


図7 釣り人の琵琶湖ルールの存知割合
(釣り人アンケート調査*6)

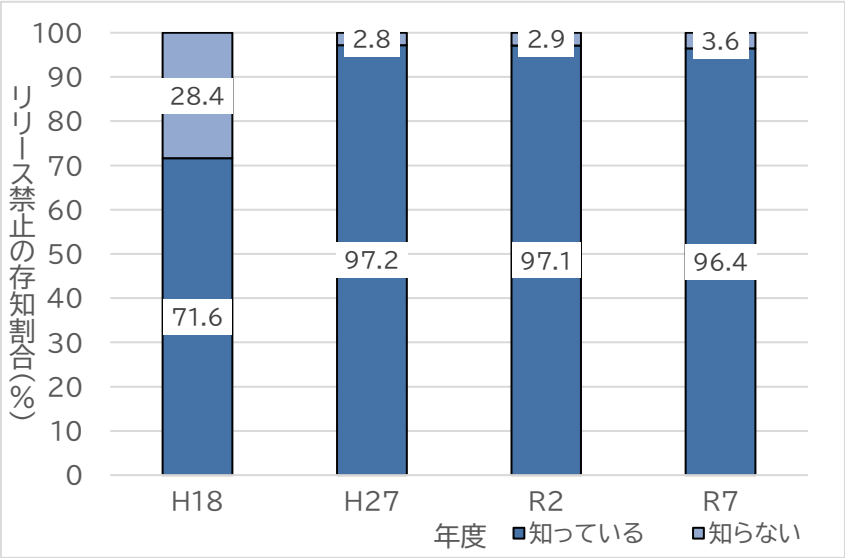


図8 釣り人の外来魚リリース禁止についての存知割合
(釣り人アンケート調査*6)

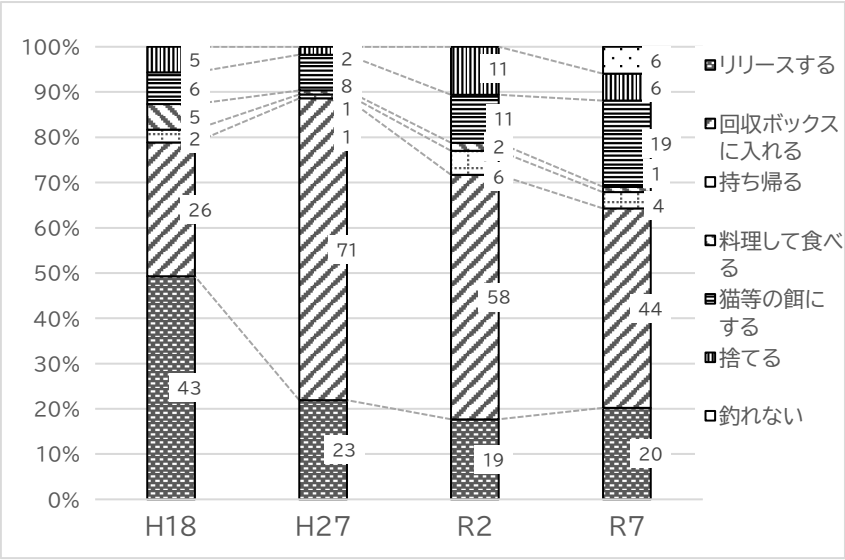


図9 釣り上げた外来魚の処理
(釣り人アンケート調査*6)

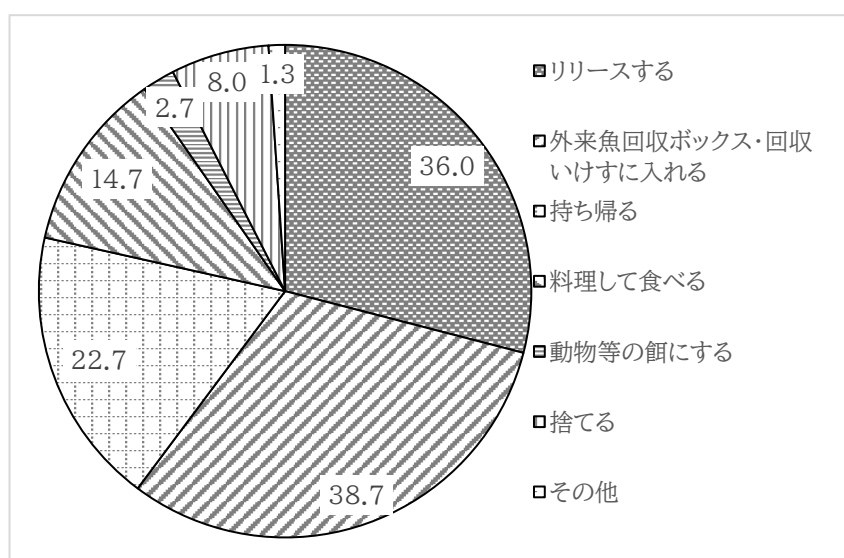


図 10 釣り上げた外来魚の処理

(県外居住者向けアンケート*₄)

*₄県外居住者向けアンケート*** 調査手法:インターネット

調査対象:京阪神、東海、北陸地区居住者

調査期間:令和7年6月28日から7月7日の間

回答者数:1000人(抽出後75人)

抽出方法:琵琶湖で魚釣りをしたことがある方を抽出

*₆釣り人アンケート調査

(令和7年の調査)

・令和7年6月1日(日)から7月31日(木)の間に湖岸で釣りを行っている方にアンケート調査を実施

①調査場所:琵琶湖周辺の全域(横江浜、近江舞子、におの浜、帰帆島、木浜内湖、吉川、彦根港、長浜港 等)

②回答者数:計 84 人

③回答者の居住地:県内 43 人(51.2%)、県外 41 人(48.8%)

(県外居住者の内訳 京都 11 人、大阪 13 人、奈良・和歌山・岐阜・愛知各3人、その他5人)

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第21条において、「レジャー利用者は、琵琶湖においてレジャー活動を行うに当たっては、環境配慮製品を使用するよう努めなければならない」としています。釣りにおいては、例えば、鉛を使わない錘を使うこと等が考えられます。

釣り人が使用するルアーの種類について、釣り人アンケート調査の結果を比較すると、ソフトルアーを使用する割合(ソフトルアー使用と両方使用の和)は令和2年度の91%(77人中、70人)から令和7年度の81%(42人中、34人)に減少しています(図11)。

また、ソフトルアー使用者で、生分解性プラスチックを意識して使用している釣り人(図12における生分解性プラスチックと両方の和)は36%(72人中、26人)から22%(41人中、9人)に減少しており、環境配慮製品の中から生分解性プラスチック素材のソフトルアーを選択する割合は減っています。

このことから、琵琶湖の環境保全に向けて、環境配慮製品の使用を引き続き呼びかける

1 とともに、釣り人のマナー向上を図ることが課題となっています。

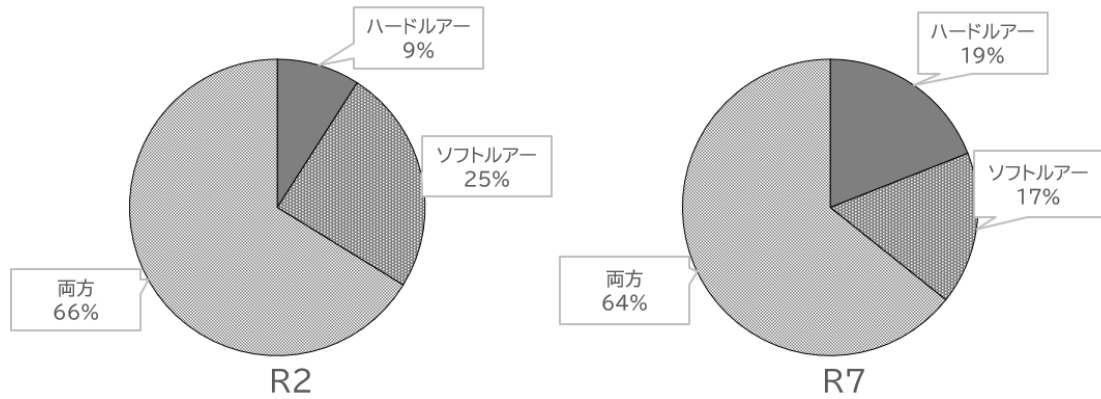


図11 使用ルアーの種類
(釣り人アンケート調査*6)

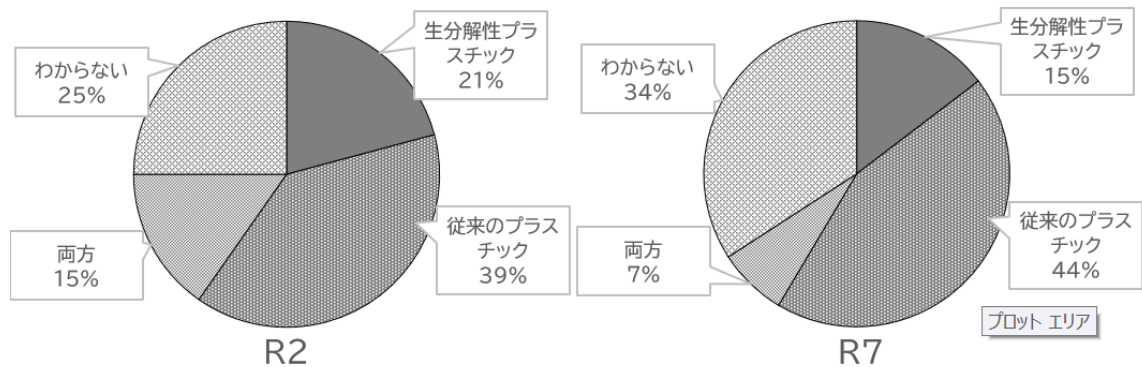


図12 使用ソフトルアーの材質
(釣り人アンケート調査*6)

・ 遊泳

琵琶湖では、夏季には多くの水泳場が開設され、平成 15 年には約 79 万人の利用がありました。平成 22 年から平成 25 年は約 27 万人前後まで一旦減少しましたが、その後、増加に転じ、平成 26 年から平成 30 年は、50 万人から 70 万人の間で推移しています。コロナ禍の令和2年から令和3年において、再度 30 万人まで利用者が減少しましたが、令和4年ごろから増加に転じ、令和5年にはコロナ禍以前と同水準の利用者数になりました(図1)。

なお、水上オートバイによる遊泳者への接近などによる迷惑行為や水難事故が依然としてなくなる状況にあります。

・ バーベキュー、キャンプ等

「レジャー白書 2024」によると全国におけるバーベキュー参加人口は、毎年減少傾向にあり、オートキャンプ参加人口については 200 万人から 300 万人の間で横ばいに推移しています(図13、図14)。一方、県内のキャンプ場における観光入込客はコロナ禍において減少しましたが、概ね 30 万人程度で横ばいに推移しています(図15)。

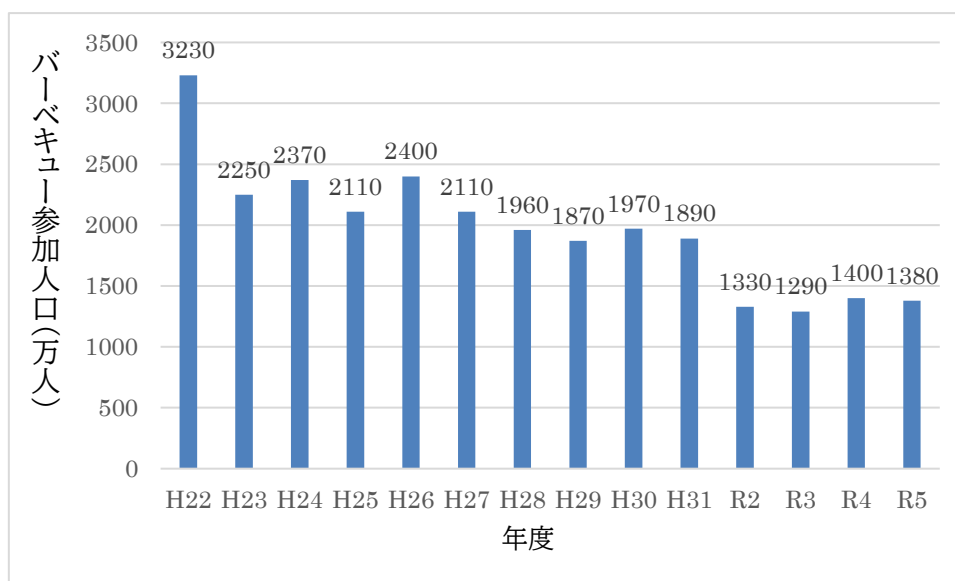


図13 全国におけるバーベキュー参加人口の推移

出典:「レジャー白書」2011～2024(公益財団法人 日本生産性本部)

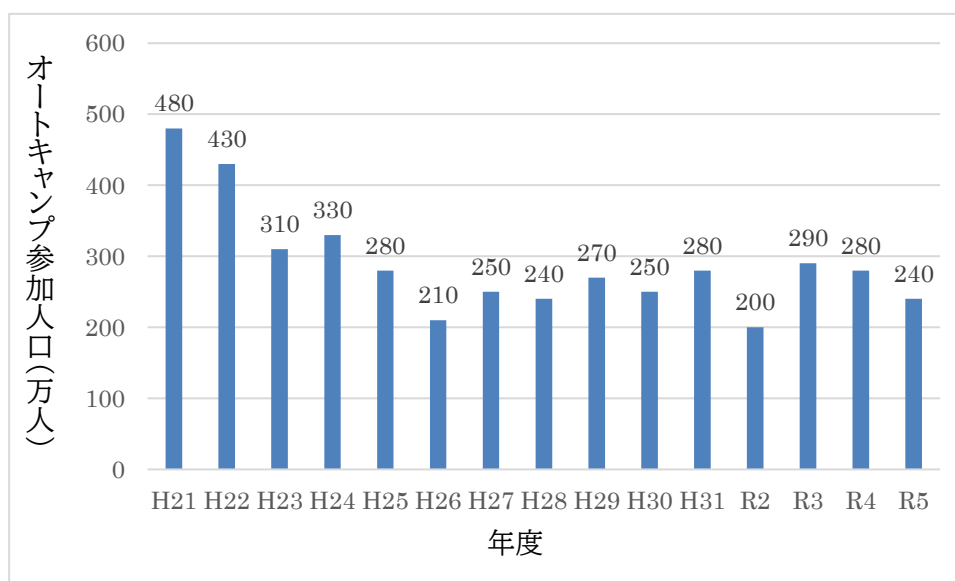


図14 全国におけるオートキャンプ参加人口の推移

出典:「レジャー白書」2010～2024(公益財団法人 日本生産性本部)

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15

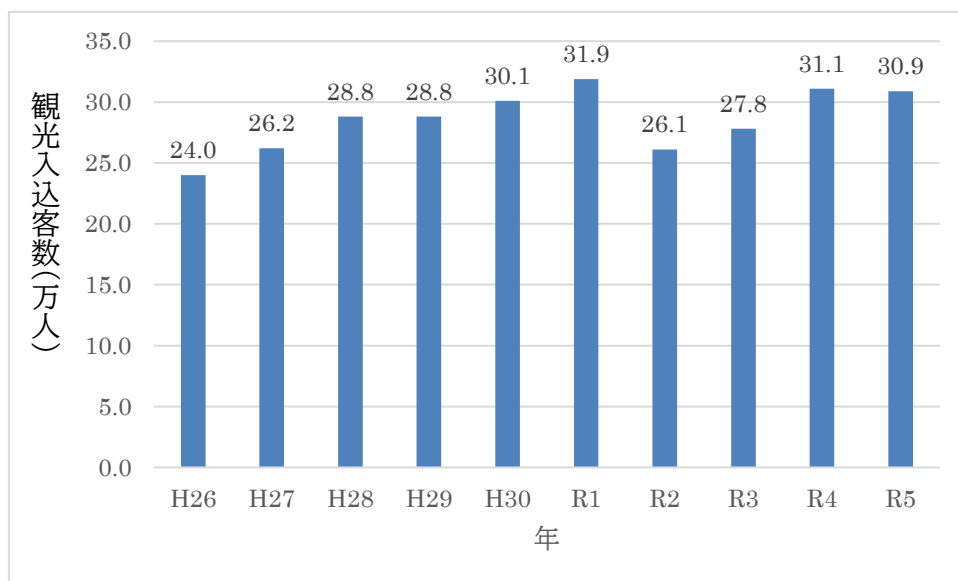


図15 キャンプ場の観光入込客数

出典:「滋賀県観光入込客統計調査」(滋賀県観光振興局)

16

第3 琵琶湖におけるレジャー活動の長期的な目標

1 琵琶湖におけるレジャー利用のあり方

琵琶湖におけるレジャー利用のあり方として、以下の基本理念を掲げます。

- ・ 琵琶湖の環境にできる限り負荷がかからず、次世代に継承できるような利用であること
- ・ 地域住民の生活と生業にできる限り支障を及ぼさない利用であること
- ・ 琵琶湖の有する豊かで安らぎを与える素晴らしい価値を理解した上での利用であること

2 計画の基本理念

本計画の上位計画である琵琶湖保全再生施策に関する計画に位置付けられた取組として事業を実施していくことを踏まえ、琵琶湖保全再生施策に関する計画の目指すべき目標である「琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成」を基本理念とします。

琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成

3 計画の目標

本計画の目標は、上記、基本理念の下、琵琶湖ルールの定着を図り、琵琶湖の自然環境と生活環境に影響の少ないレジャーの推進を通じ、琵琶湖と共生する新しいレジャースタイルを確立することを目標とします。

琵琶湖と共生するレジャースタイルの確立

第4 施策の基本方針

「琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成」を基本理念として、「琵琶湖と共生するレジャースタイルの確立」という目標を達成するためには、**レジャーやエコツーリズムにかかわる多様な主体が琵琶湖の多面的な価値を再認識し、自然環境と生活環境への負荷を低減していく必要があります。**

本来、琵琶湖の利用はルールやマナーを守る限り自由なものであり、また、多くの人が琵琶湖の雄大な自然環境に触れ、日々の活力を得ることは、非常に重要なことです。しかしながら、無秩序なレジャー活動が横行している現状から穏やかな琵琶湖を取り戻し、誰もが親しめる琵琶湖にしていくためには厳しく規制をしていく必要があります。そのため、機動的かつ順応的に施策を講じるべく、琵琶湖の自然環境へ負荷のある行為や生活環境被害を及ぼす行為等の規制など、問題のある行為を制限していく必要があります。

また、琵琶湖のレジャーを環境負荷の少ないものへ転換を図っていくことを通じて、人々が気持ちよく琵琶湖へ訪れるようにしていくことも重要です。特にコロナ禍が明けた社会は、多くの人が制限なく外出することが出来るようになり、琵琶湖のレジャー利用の状況もコロナ禍以前の状況に戻りつつあります。今後も琵琶湖でのレジャー活動は一定の需要が見込まれ、それに伴い琵琶湖の自然環境と生活環境の負荷が高まることも懸念されることから、今まで以上に琵琶湖のレジャー利用の適正化が求められます。

レジャー利用の適正化の観点から琵琶湖を次世代に継承していくためには、多くの人が琵琶湖の素晴らしさや琵琶湖の現状に触れ、琵琶湖の価値を理解していくこと、琵琶湖や琵琶湖固有の生態系に配慮する気持ちを持つこと、レジャー利用者が地元住民、漁業者、他の琵琶湖の利用者などを思いやる気持ちを持つことが不可欠です。この考え方は、経済・社会活動が健全な環境のもとで成り立つという SDGs の考え方にも、そして MLGs の考え方にもつながります。

これらのことを踏まえ、本計画では次の3点を施策の基本方針とし、琵琶湖への環境負荷低減に少しでもプラスになるような現実的な解決策を県と市町、地域住民や利用者等の各層が協働して取り組みます。

- 1 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷の低減を目指します
- 2 琵琶湖において、秩序ある適正なレジャー活動を推進します
- 3 広報広聴活動や調査研究など施策を多面的・総合的に推進します

第5 施策展開の基本方向

1 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷低減のための施策

琵琶湖のレジャー利用に伴って生じる環境の負荷を低減させるために必要な規制などの取組を進めます。

(1) プレジャーボートの航行規制の徹底

ア これまでの取組

プレジャーボートの航行により発生する騒音から地域の生活環境および水鳥の生息環境を保全するとともに、水産動物の増殖場や養殖場への曳き波の被害の防止やレジャー利用者間の良好な利用環境を確保するため、プレジャーボートの航行を原則として禁止する水域を令和7年3月末時点で26水域指定しています。また、利用者等へ規制水域を周知させるため、令和7年3月末現在、湖上には143基のブイを設置し、湖岸には48基の看板を設置しています(図16)。

特に、利用が集中する夏季の週末を中心に監視船を運航し、湖上から指導監視を実施するとともに、平成21年度から琵琶湖レジャー監視・指導補助嘱託員を設置し、陸上からの指導監視を行うほか、琵琶湖レジャー利用監視員(以下、利用監視員)により普及啓発活動を実施しています。また、利用が多い水域では、関係機関との合同による集中取締を実施しています。

プレジャーボートの持ち込みについては、平成19年に実施した持込艇の利用状況調査によれば、湖岸への進入が可能な場所は琵琶湖全域で約300箇所が確認され、このうち、マリーナをはじめとする管理者の存在する箇所は75箇所、港湾や漁港等は52箇所、その他は公園や自然湖岸となっていました。

多くの水上オートバイ持ち込み利用者と、それらを対象とした不法占用業者が問題となっていた天津市柳が崎地先については、平成20年に市・県の連携により不法占用業者および持ち込み利用者を排除しました。

また、公園等の施設管理者との連携により湖岸への持ち込みを防止するため、湖岸15箇所に石や杭等を設置するなどプレジャーボートのマリーナ等への集約に努めてきました。

琵琶湖はラムサール条約登録湿地であり、国際的にも重要な水鳥の飛来地とされています。水上オートバイ等プレジャーボートが航行することによる水鳥の生息環境などへの影響が懸念されることから、平成18年3月の条例の一部改正により、水鳥の生息環境を保全する必要があると認められる水域を航行規制水域の類型として追加し、平成18年度に新たに指定を行いました。

また、ウェイクボードを曳航するモーターボートの曳き波による水産動物の増殖場や養殖場への影響や、水上オートバイの機器特性から他のレジャー利用者を排他して湖岸近辺を独占した利用がされるなど、騒音とは別の観点からの課題も発生し、当時の航行規

1 制水域の指定基準では規制できなかったことから、平成 23 年3月の条例の一部改正に
 2 より、水産動物の増殖場や養殖場における生育環境を保全するための水域およびレジャ
 3 ー利用の良好な利用環境を確保するための水域を航行規制水域の類型として追加し、
 4 平成 24 年度から新たに指定を行いました。

5 航行規制水域の見直しについては、継続して検討しており、令和元年度には、水産動
 6 物の増殖場や養殖場における生育環境を保全するために指定した守山市木浜町～草津
 7 市下物町地区の航行規制水域を拡大しました。

8

プレジャーボートの航行規制水域図

①航行規制水域一覧(条例第12条第1項第1号関係)
住宅等への騒音防止 ()

No.	地 区 名
①	大津市柳が崎～際川
②	大津市雄琴
③	大津市真野
④	大津市小野～荒川
⑤	大津市大物～北小松
⑥	高島市安曇川町四津川～横江浜
⑦	高島市新旭町響庭～今津町浜分
⑧	高島市今津町深清水～マキノ町海洋
⑨	長浜市西浅井町大浦
⑩	米原市磯
⑪	彦根市松原～馬場
⑫	彦根市大敷～八坂
⑬	彦根市須越～薩摩
⑭	彦根市薩摩～田附
⑮	彦根市新海
⑯	守山市今浜
⑰	長浜市西浅井町菅浦
⑱	近江八幡市沖島
⑲	高島市マキノ町海洋～長浜市西浅井町大浦(大門)
㉑	長浜市西浅井町大浦(小つ組～三位)
㉒	東近江市栗見出在家町～近江八幡市白王町
㉓	野洲市菟藻～古川

②航行規制水域一覧(条例第12条第1項第2号関係)
水産動物の増殖場および養殖場保全 ()

No.	地 区 名
①	草津市北山田町～南山田町
②	守山市木浜町～草津市下物町

③航行規制水域一覧(条例第12条第1項第3号関係)
水鳥の営巣地保全 ()

No.	地 区 名
①	長浜市湖北町尾上～早崎町

④航行規制水域一覧(条例第12条第1項第4号関係)
良好な利用環境の確保 ()

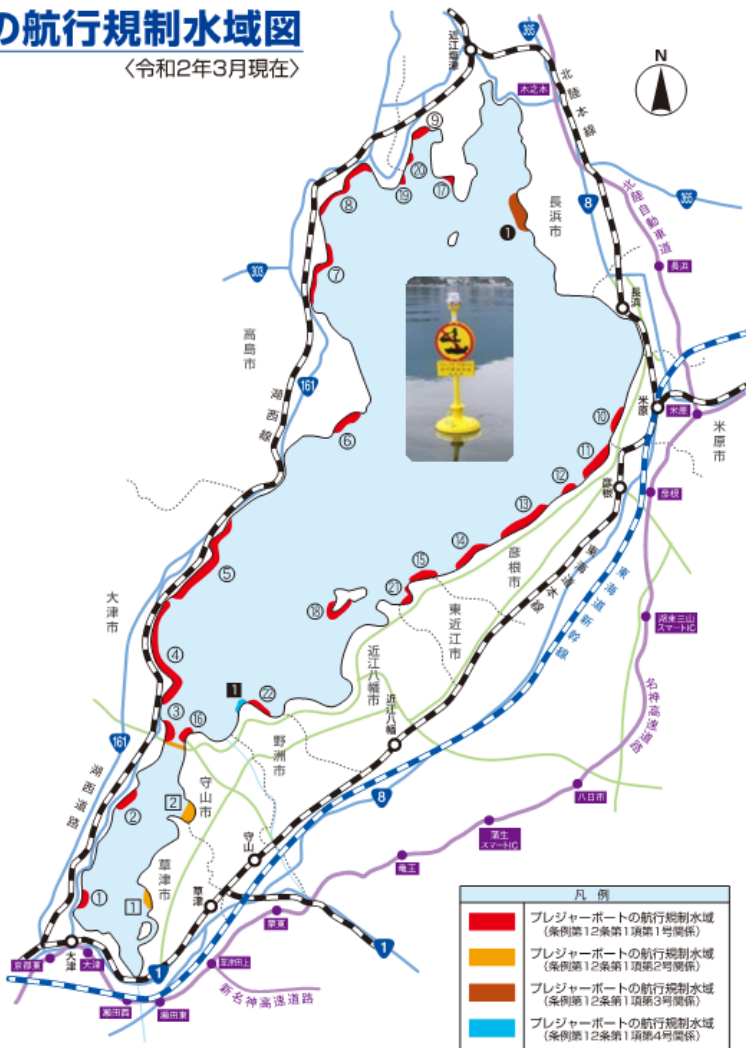
No.	地 区 名
①	野洲市吉川

主なプレジャーボート別の航行規制

	騒音防止	増殖場等	水鳥の営巣地	利用環境保全
水上オートバイ	制限	制限	禁止	禁止
ウェイクボード	制限	禁止	禁止	制限
バスボート	制限	制限	禁止	制限

制限：ブイの内側を最短距離で、できる限り騒音を減ずるための措置を講じ、静発着等の航行をすることは可能
 禁止：ブイの内側でエンジンを稼働させることを禁止
 ただし、エンジンを稼働せずに移動させることは可能

〈令和2年3月現在〉



9

図 16 プレジャーボートの航行規制水域図

イ 現行施策の評価と課題

水上オートバイについて、7月下旬から8月中旬までの日曜日を一日選んで県が確認した隻数は、平成 14 年度の 1,765 隻と比べ、条例施行後は大きく減少しており、平成 20 年度から平成 26 年度の間は、208 隻から 426 隻の間で推移していました(表4)。これは、全国的な利用者の減少や景気の低迷に加えて航行規制およびエンジン規制の本格化によるものと考えられます。平成 27 年度からは、増加に転じており、**近年は、大きな増減等なく、概ね 500 台程度で横ばいに推移していますが**、一部の水域においては悪質なレジャー利用者による迷惑行為等が後を絶たない状況にあります。

本県の監視・取締では、違反航行に対し指導または警告を行い、悪質な事案については停止命令書を交付しています。令和2年度から5年間で指導・警告を 276 件、停止命令を 38 件行いました(表5)。違反行為の多くは湖西地域に集中しており、主に近江舞子や北比良地域に多く、停止命令書交付地域別(図 17)からも、湖西地域での違反が多いことが窺えます。

しかしながら、県に直接通報のあった苦情を地域別に見ると、令和 6 年度においては米原市磯や彦根市南三ツ谷町といった湖東地域からの苦情が湖西地域を上回りました(図 18)。水上オートバイの騒音による生活環境被害はあらゆるところで起こっており、県内居住者アンケートからもわかるように多くの人が騒音被害を訴えています。

以上の新しい傾向も踏まえ、更なる規制の強化や制度の見直しを視野に入れた検討が必要となっています。

表4 夏季における水上オートバイ利用隻数(夏季利用状況調査)

エリア	市	年 度																										
		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6				
柳が崎	大津市	317	155	70	80	68	90	6	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	2	0				
雄琴	大津市	23	2	4	6	10	8	-	-	1	6	2	2	2	2	2	1	4	1	1	10	1	1	0				
堅田	大津市	31	9	13	8	6	20	-	-	9	1	2	1	1	6	2	2	3	7	7	14	4	12	2				
真野	大津市	50	14	12	20	10	5	1	0	9	8	2	2	4	5	1	2	1	2	2	9	9	10	31				
和邇	大津市	35	13	16	14	17	37	8	7	5	14	4	11	2	18	11	11	18	43	22	22	8	28	22				
松の浦	大津市	68	44	35	35	28	67	5	6	18	21	11	25	3	8	8	7	15	41	30	42	21	21	4				
近江舞子	大津市	342	119	86	121	115	107	74	68	91	102	84	50	92	181	160	144	214	185	154	254	156	191	176				
北小松	大津市	68	18	15	29	40	58	23	27	48	56	81	68	45	43	82	59	68	47	88	90	81	69					
鵜川	高島市	12	14	17	27	7	6	-	-	7	0	2	27	20	3	8	18	11	27	11	29	8	23	17				
萩の浜	高島市	12	12	6	0	14	8	-	-	5	8	2	0	0	0	-	0	19	0	2	7	2	12	21				
横江浜	高島市	62	6	38	28	2	10	6	6	15	3	3	9	4	28	10	20	10	0	7	8	15	8	19				
北船木	高島市	28	3	0	5	7	14	-	-	4	11	2	5	0	0	0	1	0	0	2	3	2	34	0				
中庄	高島市	25	46	12	27	26	23	1	8	21	27	16	14	23	26	0	31	37	1	23	29	22	0	48				
二本松	長浜市	54	17	27	26	13	32	2	7	7	12	11	18	27	14	24	28	47	16	43	37	44	44	43				
南浜	長浜市	9	0	6	15	18	18	-	-	8	20	5	0	2	0	2	2	0	3	3	4	0	0	2				
長浜港	長浜市	10	8	15	17	23	0	1	0	3	0	7	0	0	2	0	3	0	0	7	0	11	1	0				
長沢	米原市	94	35	45	41	23	25	-	-	11	22	16	41	14	14	8	14	25	1	0	26	0	15	16				
磯	米原市	6	3	1	22	4	2	-	-	1	0	5	0	2	0	0	4	0	9	2	2	7	16	12				
彦根港	彦根市	108	65	37	49	36	30	30	34	30	42	28	45	47	26	49	45	6	12	16	5	4	3	18				
須越	彦根市	21	6	16	0	12	5	-	-	0	1	0	0	1	1	0	3	0	5	5	0	21	0	9				
薩摩	彦根市	30	16	35	2	13	15	0	10	16	8	26	23	8	8	3	5	8	0	0	1	0	16	2				
新海浜	彦根市	82	49	57	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5	2	4	3				
栗見新田	東近江市	116	60	17	44	31	14	17	20	14	13	7	0	3	11	0	3	5	10	13	7	0	3	0				
長命寺	近江八幡市	9	4	4	25	8	7	-	-	0	3	1	3	4	5	11	3	21	0	5	5	5	7	2				
牧	近江八幡市	18	13	15	37	10	44	-	-	21	21	18	23	15	32	26	43	37	44	49	21	25	41	44				
菟浦	野洲市									38	11	0	12	0	4	9	2	0	1	10	11	8	9	0	28	5	13	10
吉川	野洲市	71	53	38	43					0	29	34	22	22	20	9	8	1	15	31	28	20	18	27	10	14	17	16
今浜	守山市	35	18	4	6	0	8	-	-	0	3	4	1	0	3	0	10	9	5	3	0	6	10	1				
赤野井	守山市	21	12	2	0	0	2	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0				
志那	草津市	8	8	3	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	2				
合 計		1,765	822	646	738	590	695	208	228	366	426	357	378	320	456	449	499	586	488	522	578	484	613	589				

7月下旬から8月中旬までの日曜日 1 日の利用隻数

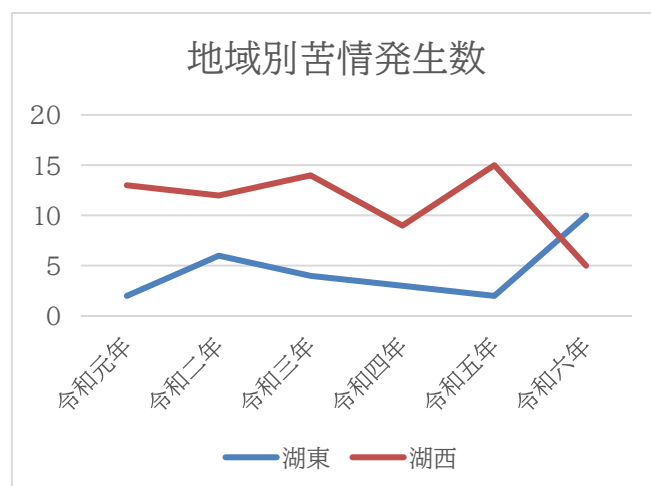
表5 指導等件数(過去5年)

	指導・警告件数	停止命令件数
R2	62	2
R3	22	5
R4	35	6
R5	88	8
R6	69	17



1

図17 停止命令書交付(地域別)



2

図18 地域別苦情発生数

ウ 今後の取組方向

(ア) 航行規制水域の適切な設定

- ・ 航行規制水域の範囲については、今後もプレジャーボートの航行に伴う騒音や曳き波による影響等について、実態把握に努め、必要に応じて見直しを図ります。
- ・ 航行規制水域について分かり易く明示するとともに、指定の理由を含め、その意義について広くPRし、周知徹底を図ります。

1

- ・ 航行規制水域の考え方等について条例改正も視野に入れ、適切な規制の検討を行います。

(イ) 増殖場および養殖場における水産動物の生育環境の保全

- ・ 水産動物の増殖場や養殖場における生育環境を保全するため、2水域を指定していますが、関係する団体や市とも連携しながら、問題となる箇所については、必要に応じて見直しを図ります。

(ロ) 水鳥の生息環境の保全

- ・ 水鳥の生息環境を保全するため、1水域を指定していますが、関係する団体や市とも連携しながら、問題となる箇所については、必要に応じて見直しを図ります。

(エ) レジャー利用者に係る良好な利用環境の確保

- ・ 水上オートバイ利用者が他のレジャー利用者に著しく迷惑を及ぼすことを防止し、良好な利用環境を確保するため、1水域を指定していますが、関係する団体や市とも連携しながら、問題となる箇所については、必要に応じて見直しを図ります。

(オ) 利用環境の検討

- ・ 琵琶湖の環境負荷の低減を図り、プレジャーボート等の利用環境を検討するため、他府県の先進的な取組状況の情報収集を行い、利用者や地元等関係者と意見交換を行うなどよりよい利用環境の検討に努めていきます。
- ・ 琵琶湖岸を含む県内でパトロール等を行う関係機関が連携し、法令違反等の琵琶湖での不適切な利用実態にかかる情報を収集し、適切な利用環境に努めます。

(カ) 航行規制遵守の徹底

- ・ 監視船による指導監視や警察との合同取締を強化するとともに、あらゆる関係法令を駆使し、関係部局との連携による悪質な違反者の徹底した排除と厳正な対処を図ります。
- ・ プレジャーボートのマリーナ等への集約により、管理強化の徹底と環境負荷の確実な削減を図ります。
- ・ 地域における迷惑行為の解決のための地域単位での取組に対する支援を行います。
- ・ 条例に基づく利用監視員制度を引き続き活用することにより、レジャー利用の適正化を図るために必要な指導および啓発活動を行います。
- ・ 施設管理者との連携により必要に応じて進入防止杭等を設置します。
- ・ 新たに苦情が発生した地域でも監視を強化し、航行規制水域の周知の徹底、操船者

への声掛け等、生活環境被害の未然防止に努めます。

- ・ より航行規制水域が遵守されるよう、スマートフォンなど近年の情報機器などを利用した取組を進めます。

(キ) 改造艇等の航行禁止

- ・ 消音器等を改造したプレジャーボートの航行禁止、取水施設やえり等からの航行安全距離の確保等について、関係者と連携して利用者に働きかけます。

(ク) 不要な空ぶかしの禁止

- ・ 不要な空ぶかしをしないことはもちろんのこと、消音器の使用や排気口の向きなどの配慮について関係者と連携して利用者に働きかけます。

(ケ) 指導監視体制の強化

- ・ 利用監視員および環境保全関係の既存の監視制度との連携により、より効果的な指導・監視活動を行います。
- ・ 利用監視員に必要とされる多様なレジャー活動に関する幅広い知識についての研修を行い、資質の向上を図ります。
- ・ レジャー利用の適正化、河川管理、水上安全等の関係する規制の監視取締の強化と遵守徹底を図るため関係部局が連携して、違反者に対する厳正な対処を図ります。
- ・ プレジャーボートの利用が集中する水域および新たに苦情が発生している地域の航行規制の遵守等について、監視取締を強化します。
- ・ 取締・指導等を目的とした会計年度任用職員を雇用することにより、効果的な取締・指導監視活動を行います。

1 (2)環境対策型エンジンへの確実な転換

2 ア これまでの取組

3 制定当初の条例において、従来型2サイクルエンジンの使用禁止については平成 20 年
4 4月から施行することとしていました。しかし、条例制定後2年が経過した時点で、滋賀県
5 で登録されているプレジャーボートのうち、約8割が依然として従来型2サイクルエンジンで
6 占められている状況にありました。

7 そこで、平成 18 年3月の条例改正において、平成 18 年4月以降に取得する艇について
8 は当初のスケジュール通り使用禁止としましたが、平成 18 年3月以前に取得された艇のう
9 ち、県と協定を締結した保管施設(以下「協定施設」という。)に保管し、かつ平成 23 年3月
10 までに環境対策型エンジンへの転換を約束いただいた艇に関しては、特例艇として平成
11 23 年3月まで琵琶湖で航行できることとしました。

12 それまでの間に、協定施設においては特例艇所有者に対してエンジン転換を指導すると
13 ともに、施設利用者に向けた啓発ポスターを掲示したり、パンフレットを配布したりするなど、
14 琵琶湖ルールの普及啓発を行いました。

15 従来型2サイクルエンジンの持ち込み艇については、県が(湖上や陸上を問わず)指導を
16 行いました。その成果もあって県内小型船舶登録隻数のうち従来型2サイクルエンジンが
17 占める割合は、平成 23 年4月1日時点で4割弱となりました。

18 その後、平成 23 年3月の条例改正により、平成 23 年4月からは従来型2サイクルエン
19 ジンが完全使用禁止となり、さらに平成 24 年10月からは環境対策型エンジンであっても
20 琵琶湖でのプレジャーボートの航行には、県が交付する適合証の表示が必要となりまし
21 た。

23 イ 現行施策の評価と課題

24 条例の一部改正により、平成 23 年4月からは琵琶湖での従来型2サイクルエンジンが
25 完全使用禁止となりました。その後、適合証制度の浸透により、従来型2サイクルエンジン
26 使用禁止についても概ね守られていることを確認しており、例えば、令和6年度の監視活
27 動で確認できたプレジャーボートについては全て適合証が貼付されていました。

28 県内の環境対策型エンジンへの転換率は令和6年 12 月 31 日時点で 98.6%、近隣
29 11 府県での転換率は 88.7%と、平成 25 年の調査以降、年々増加していますが、従来
30 型2サイクルエンジンを搭載している船舶が現存している限り、琵琶湖に従来型2サイク
31 ルエンジン搭載艇が持ち込まれる可能性があるため、引き続き監視、取締り、調査を継続
32 して行う必要があります。

33 これらの課題等を踏まえ、今後の取組を以下のように進めていきます。

- 1 ウ 今後の取組方向
- 2 (ア) 従来型2サイクルエンジンの使用禁止の徹底
- 3 ・ 従来型2サイクルエンジンの使用禁止が遵守されるよう監視指導取締りを行います。
- 4 ・ 実効性を担保するため、違反する操船者に対して条例に基づく罰則適用を視野に入
- 5 れた取締りを行います。
- 6 (イ) 適合証表示制度の徹底
- 7 ・ 適合証の貼付がなされるよう、広報・啓発に努めます。
- 8 ・ 違反する操船者に対して条例に基づく監視や指導の強化等を行います。
- 9 (ウ) 指定保管業者等の協力による環境対策型エンジンへの確実な転換
- 10 ・ 指定保管業者等のマリーナ事業者に協力を求め、環境対策型エンジンへの確実な転
- 11 換と適合証の貼付、さらには操船者のマナーアップを図ります。

1 (3)外来魚のリリースの禁止等の徹底

2 ア これまでの取組

3 世界でも有数の古代湖である琵琶湖は、数多くの固有種を含む豊かで貴重な生態系を
4 育んできました。しかし、この数十年間でその様相は大きく変貌し、豊かであった琵琶湖の
5 生態系は危機的な状況に陥っています。その背景には、湖岸の護岸化や内湖の干拓とい
6 った人為的な改変や水草の異常繁茂やカワウの増加といった生態系の変化が要因として
7 挙げられますが、それらに加えてオオクチバスやコクチバスが在来魚を捕食することやブ
8 ルーギルが在来魚の卵や在来魚のエサとなるミジンコ類やユスリカ類を捕食することによ
9 る影響が大きいと考えられています。

10 そこで、琵琶湖の豊かな生態系を次の世代に引き継いでいくため、琵琶湖の生態系の
11 攪乱要因の1つである外来魚を、釣りというレジャーの側面からも減らすとともに、“リリー
12 スしない釣り”といった琵琶湖と共生する新しいレジャースタイルの確立を目的に外来魚の
13 再放流(リリース)を禁止しました。

14 このため、県では釣り人がリリース禁止を遵守しやすい環境を整備するため、主な釣りの
15 ポイントに外来魚回収ボックスや回収いけすを設置しています(図19)。また、定期的な
16 駆除釣り大会の実施の他、以下の事業を実施することで、外来魚の駆除を進めるととも
17 に、外来魚のリリース禁止の普及啓発を実施しました。

18 ・平成 15 年度～平成 17 年度:「ノーリリースひろめよう券事業」*₈

19 ・平成 18 年度～平成 19 年度:「びわこルールひろめよう券事業」*₉

20 ・平成 20 年度～ :「びわこルールキッズ事業」*₁₀

21 ・平成 21 年度～ :「外来魚釣り上げ(駆除協力)隊」*₁₁

22 ・平成 28 年度～ :「外来魚釣り上げ名人事業」*₁₂

23 *₈「ノーリリースひろめよう券事業」、*₉「びわこルールひろめよう券事業」

24 :外来魚500グラムに対して買い物等に使える地域通貨1枚(50円)に交換できる事業

25 *₁₀「びわこルールキッズ事業」

26 :小中学生を対象に夏休み期間中に釣り上げた外来魚の量を競う事業

27 *₁₁「外来魚釣り上げ隊」

28 :外来魚駆除釣り大会を自主開催する企業等に釣り竿を貸し出すことで開催を支援する事業

29 *₁₂「外来魚釣り上げ名人事業」

30 :年間を通じて釣り上げた外来魚の量に応じて、段位を認定する事業

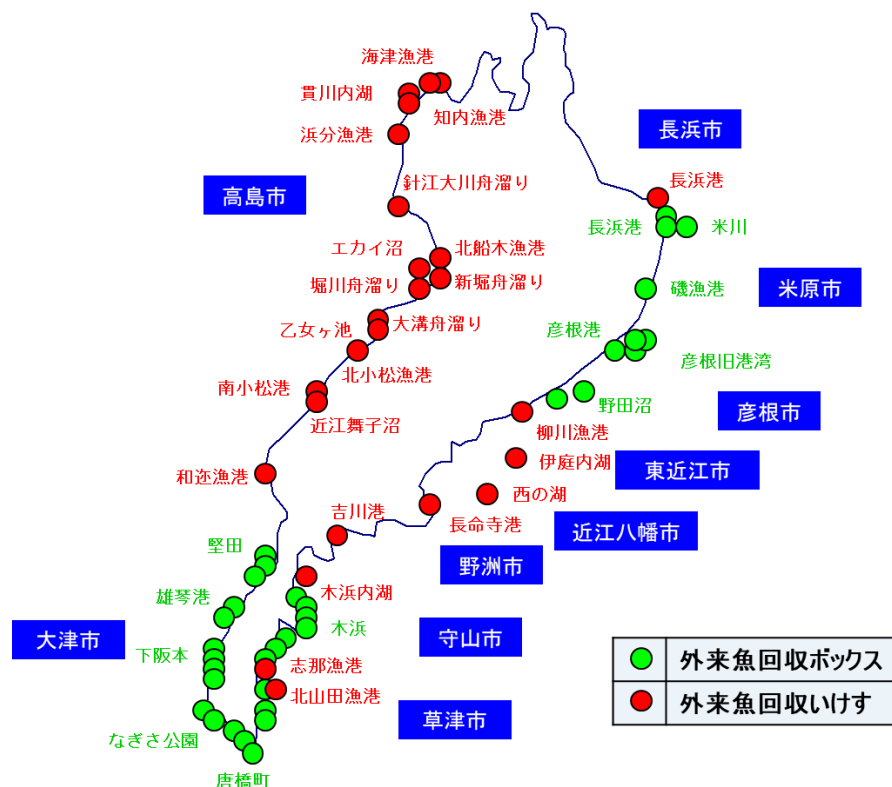


図19 外来魚回収ボックスと回収いけすの設置箇所
(令和7年3月31日現在)

イ 現行施策の評価と課題

釣り上げた外来魚のリリースを禁止する規定を盛り込んだ条例を制定するにあたり、リリースが一般的であった当時は釣り人の自由を奪うものとして大きな議論を巻き起こしましたが、琵琶湖の生態系保全のためにリリースしない釣りもあることを周知し、琵琶湖ルールとして「リリース禁止」を実現させたことについては大きな意味があったと考えられます。

外来魚を釣り上げた際にリリースするという釣り人の割合は、平成18年の43%から令和7年は20%に減少している一方、県外居住者に限ったWebアンケートでは36%がリリースすると回答しています。

釣り人による外来魚のリリースをゼロとするために、引き続き種々の事業を通じてねばり強く啓発を行い、特に県外居住者を中心に、外来魚のリリース禁止の輪を広げていくことが大切です。

また、釣り人による外来魚の回収量(外来魚回収ボックス、いけすからの回収量)は、平成19年度のひろめよう券配付終了後において毎年10t以上となっていました。令和2年度に10tを下回り、令和5年度には5tを切っています(表6)。漁業者の駆除事業により外来魚の推定生息量は年々減少しており、これに伴って釣りによる外来魚の回収量も

減少していると考えられます(図20)。引き続き、外来魚の生息量自体を減らしていくことが必要です。

新たに近年では、瀬田川を中心に特定外来生物のチャネルキャットフィッシュが確認されており、琵琶湖の生態系に影響を及ぼす恐れがあることから、琵琶湖の生態系保全のための取組をレジャー利用の側面からも進める必要があります。(図21)

これらの課題等を踏まえ、今後の取組を以下のように進めていきます。

表6 外来魚回収量

(t)

年度	回収 ボックス	回収 いけす	ひろめよう 券	持込ステーション	計
平成15年度	8.1	1.5	15.9	-	25.5
平成16年度	10.6	1.3	28.5	-	40.4
平成17年度	12.2	1.7	11.5	0.8	26.2
平成18年度	12.2	1.7	20.2	1.2	35.3
平成19年度	13.4	1.7	16.4	-	31.5
平成20年度	15.1	2.3	-	-	17.4
平成21年度	16.6	1.6	-	-	18.2
平成22年度	18.4	3.1	-	-	21.5
平成23年度	13.8	1.4	-	-	15.2
平成24年度	17.4	1.5	-	-	18.9
平成25年度	12.8	1.4	-	-	14.2
平成26年度	11.9	1.4	-	-	13.3
平成27年度	13.2	1.2	-	-	14.4
平成28年度	17.1	1.5	-	-	18.6
平成29年度	12.1	0.7	-	-	12.8
平成30年度	15.6	0.9	-	-	16.5
令和元年度	10.2	0.7	-	-	10.9
令和2年度	7.1	0.5	-	-	7.6
令和3年度	6.0	0.7	-	-	6.7
令和4年度	5.7	0.6	-	-	6.3
令和5年度	4.3	0.6	-	-	4.9
計	253.8	28.0	92.5	2.0	376.3

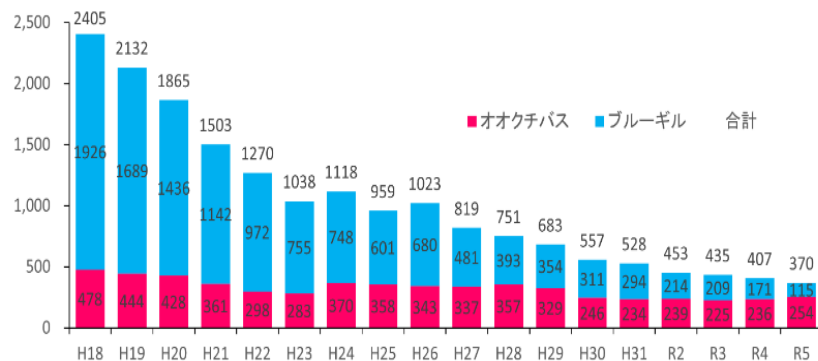


図20 外来魚推定生息量の推移

*13ひろめよう券:「ノーリリースひろめよう券事業」*8、「びわこルールひろめよう券事業」*9で回収した量。

1 *₁₄持込ステーション:実験的に設置した外来魚が持込できるステーションで回収した量。

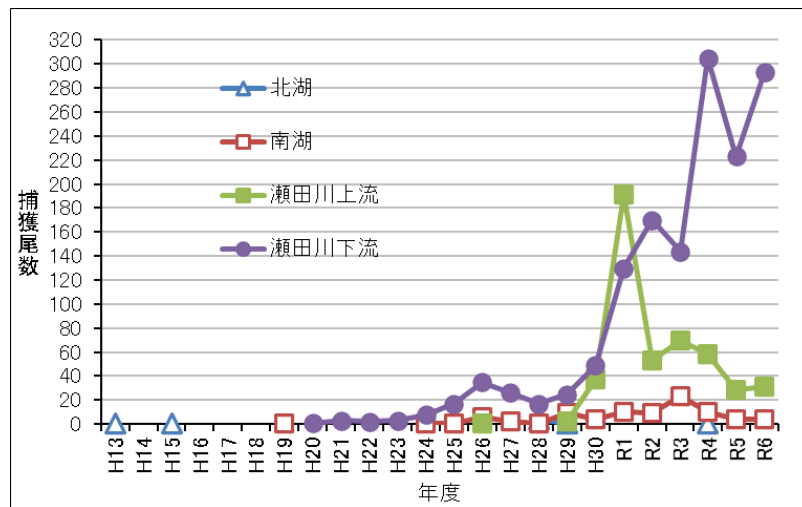


図21 チャネルキャットフィッシュの採捕状況

ウ 今後の取組方向

(ア) 釣り人等への普及啓発

- ・ 企業や釣り関係者、任意団体が主催する釣り大会へ、釣り竿の貸出しや外来魚の回収等を行うことにより開催を支援し、リリース禁止の輪を広げます。
- ・ 一般向けや子ども向けの外来魚駆除釣り大会を適時開催します。
- ・ 全国の小中学生を対象とした外来魚駆除釣り事業を実施し、若年層への普及を進めます。
- ・ 関係機関と連携しリリース禁止や関係法令の広報啓発およびルール遵守の更なる徹底に努めます。
- ・ 利用状況に応じて回収ボックス・回収いけすの適切な配置を行います。
- ・ 回収ボックス・回収いけすの利用者等へ地域通貨を付与し、回収ボックス等の利用を促進します。
- ・ 生分解性の釣り具や鉛を使わない錘の使用など環境にやさしい環境配慮製品の使用について、啓発に努めます。
- 2. チャネルキャットフィッシュをリリースしないよう、任意での協力を呼びかけます。

1 (イ) 外来魚の防除の推進

- 2 ・ 平成 27 年9月 28 日に公布、施行された「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」に
3 において、外来動植物による被害の防止が規定されていることから、外来魚の再放流
4 禁止を多様な防除手法の一つとして、取組を進めます。
5 ・ 特定外来生物の防除にあたり国から策定を推奨されている防除実施計画を「滋賀県
6 オクチバス等防除実施計画」と定めており、レジャーの側面からも防除の取組を進め
7 ます。

1 (4)ローカルルール等の推進

2 ア これまでの取組

3 琵琶湖に面した多くの自治会等がごみ、騒音、花火等で迷惑行為を受けている状況に
4 あります。こうしたことから、県においては、マナーアップキャンペーン等の啓発事業を通じ
5 て迷惑行為の防止を啓発してきました。

6 平成18年3月の条例改正により、深夜の花火やごみの放置等の地域における迷惑行為
7 の解決のため、地域住民、レジャー利用者や関係事業者が対策を話し合い、地域の実態に
8 応じたローカルルール(地域協定)を策定し、地域住民による広報監視活動などを行うこと
9 を知事が認定する制度を創設し、これまでに3箇所を認定しました。

10 <地域協定認定箇所>

- 11 ・ 平成19年3月認定…大津市近江舞子
12 (南小松等水上バイク対策協議会、大津市南小松自治会)
- 13 ・ 平成19年5月認定…高島市横江浜(横江浜区水上バイク等対策協議会)
- 14 ・ 平成20年8月認定…長浜港(長浜港水面利用マナーアップ協議会)

15
16 イ 現行施策の評価と課題

17 花火、バーベキュー、キャンプなどのレジャー活動に伴う迷惑行為や危険行為に対応す
18 るため、近江舞子では自治会を中心に、航行規制水域内への水上オートバイ等の進入に
19 対するパトロールの実施、また横江浜では啓発用看板の設置やチラシの配布、長浜港で
20 もマナーアップキャンペーンの実施など、地域の実態に応じた取組が行われた結果、状況
21 の改善が進みました。

22 こうした問題の解決のためには、レジャー利用者のマナーを向上させることは勿論、
23 地域の中で課題解決のために関係者が話し合い、行動を起こすことが重要となってい
24 ます。

25 そのため、県では、地域における自主組織の活動をより強力に支援していくこととしま
26 す。

27
28 ウ 今後の取組方向

29 (ア) 地域住民等による自主組織づくりへの支援

30 ローカルルールの策定などを通じ、地域ごとに異なる課題を解決するためには、地
31 域住民、レジャー利用者、関係事業者等(以下、「地域住民等」という。)が話し合う
32 ことが重要です。県は、こうした地域住民等による話し合いのための自主組織づく
33 りに向けて様々な面から支援を行います。

1 (イ) ローカルルールの策定への支援等

- 2 ・ 深夜の花火やごみ等の地域における迷惑行為の解決のためには、地域単位での積
3 極的な監視、啓発活動や情報提供などの自主的な取組が必要であることから、関係
4 機関等との連携強化を促進するとともに、ローカルルールの策定を支援します。
5 ・ 水上オートバイの航行に伴う諸課題を解決するため、一定の水域においてルール遵
6 守を徹底する取組が必要であることから、関係機関等との連携強化を促進すると
7 ともに、地域住民等による自主組織のローカルルールの策定を支援します。

8 (ウ) 利用者のマナーの向上

- 9 ・ 琵琶湖ルールやごみの持ち帰り、湖岸の適正な利用といったレジャーのマナーアップ
10 を呼びかけるため、必要に応じて看板やのぼり等を設置するとともに、利用者増加に
11 よる環境負荷の増大が懸念されるバーベキュー、キャンプ、釣り等を目的とした琵琶
12 湖の利用者に対する広報啓発活動を実施します。
13 ・ 漁業関連の規制や注意事項、水産資源維持への配慮について、パンフレットをマリ
14 ナ等へ配付するなどその周知に努めます。
15 ・ 琵琶湖における事故防止の徹底を図り、利用者の安全を守るため、利用者による迷
16 惑行為の防止に関する啓発や規制等の周知徹底を図ります。
17 ・ 湖岸周辺道路での迷惑駐車をなくすため、該当地域での監視・通報体制の確立を図
18 ります。

19 (エ) ごみの投棄、放置対策

- 20 ・ 滋賀県ごみの散乱防止に関する条例等に基づき、各種の環境美化活動の推進とご
21 みの投棄・放置防止のための指導・監視・啓発を行います。

2 秩序あるレジャー利用の促進のための施策

琵琶湖には、毎年多くの人々が、レジャーや観光に訪れています。どのようなレジャー利用においても、できる限り琵琶湖の環境に負荷をかけないことを前提に、琵琶湖の環境への負荷が少ない秩序あるレジャー利用を促進するための取組を進めます。

(1) 湖岸の適正利用の推進

ア これまでの取組

本県では、河川法や湖岸施設の管理規程、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例等による規制により、湖岸の適正管理を実施してきました。また、湖辺域の適正利用対策の基本的な考え方である「湖辺域の適正利用に関する基本方針」を策定し、不法占用施設については現地において継続的に撤去指導を実施してきたところです。

また、平成 18 年7月には、プレジャーボートの係留保管に関する秩序の確立を図ることを目的とした滋賀県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例が施行され、取組を進めてきました。

イ 現行施策の評価と課題

プレジャーボートの利用に係る不法占用・放置艇対策については、不法占用や放置艇などは減少してきたものの、なお一定数見られることから、関係機関が連携して、引き続き撤去指導等厳しい措置を講じていく必要があります。

これらの課題等を踏まえ、今後の取組を以下のように進めることとします。

ウ 今後の取組方向

(ア) 滋賀県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例等による規制

- ・ 滋賀県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例に基づき、琵琶湖で不法に係留保管し、適正な保管場所への移動の指導や警告に従わないプレジャーボートについて撤去等を行います。
- ・ 不法占用施設は、行為者が自主的に撤去すべきであるとの原則を踏まえて、撤去指導の強化を図ります。
- ・ 指導によっても撤去に応じない事案については、関係機関と協議・連携しながら河川法・行政代執行法などの法的措置を講ずることによる撤去を行います。
- ・ 漁港、舟だまり等の各施設管理者との連携の強化および「放置等禁止区域」を指定した港湾について港湾法に基づく放置艇対策の強化を図ります。

(イ) 湖岸施設の管理規程等による規制

- ・ 湖岸の都市公園(湖岸緑地)、自然公園施設、漁港、舟だまり等の施設の適正な管理を図ります。

- ・ 様々なレジャー活動や車両等の持ち込みによる動植物の生育環境等への負荷を軽減するため、必要に応じて進入防止杭等の設置を行い、適正に管理された場所への誘導を図ります。
- (ウ) 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例等による規制
 - ・ 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例によるヨシ群落保全区域(保護地区、保全地域、普通地域)内における行為について、ヨシ群落の保全のための指導を行います。
 - ・ 全国的にも事例が少ない河川法や自然公園法に基づく植生の保全について、琵琶湖における適用について検討を進めます。
- (エ) 都市公園湖岸緑地の南湖東岸エリアにおける適正利用促進
 - ・ 都市公園湖岸緑地南湖東岸エリア(草津市)において、近年、駐車場の場所取りやごみの放置等の問題が特に顕在化したことから、令和5～6年度に実施した社会実験を経て、令和7年2月20日にとりまとめた下記の適正利用促進方策の方向性に基づき取り組んでいきます(図22)。

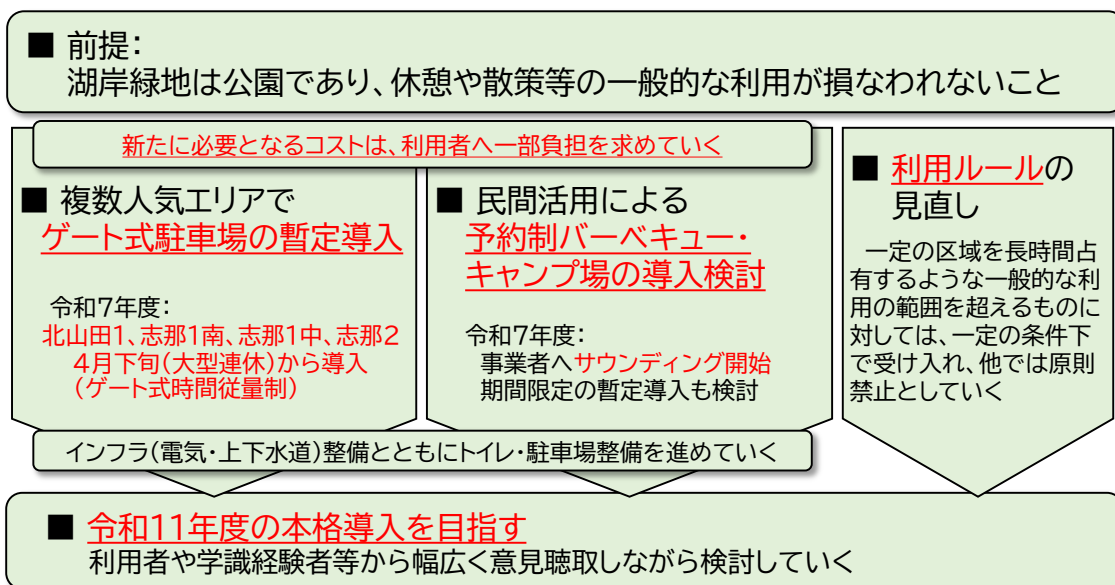


図 22 湖岸緑地の今後の適正利用促進方策の方向性

※適正利用促進方策の1つとして、令和7年4月25日から草津市内の4つの湖岸緑地駐車場において、ゲート式有料駐車場の暫定導入を行っている。

(2)安全なレジャー活動の推進

ア これまでの取組

琵琶湖におけるプレジャーボート等の船舶による事故等が多発しています(表7)。また、近年は、酒気を帯びた状態の操船者による水上オートバイ等の危険な操船等が課題となっていることを踏まえ、滋賀県公安委員会では令和6年に滋賀県琵琶湖等水上安全条例の一部を改正し、酒気帯び操船を禁止するなど、琵琶湖における事故防止の徹底を図り、琵琶湖の利用者の安全を守るための取組を進めてきました。

表7 船舶事故の状況

	年	動力船				無動力船				計
		水上 オートバイ	モーター ボート	ウェイク ボード等	その他 動力船	ヨット (無動力)	ボード セーリング	カヌー	その他 無動力船	
発生 件 数	R 5	16	13	10	6	7	—	1	11	64
	R 6	14	6	8	1	3	2	5	13	52
死 者	R 5	1	1	—	—	1	—	—	—	3
	R 6	—	3	—	—	—	—	1	—	4
行 方 不 明	R 5	—	—	—	—	—	—	—	—	0
	R 6	—	—	—	—	—	—	—	—	0
負 傷 者	R 5	7	3	10	3	4	—	—	—	27
	R 6	11	1	6	—	1	—	—	1	20

令和6年12月31日現在滋賀県警察本部調べ

イ 現行施策の評価と課題

琵琶湖におけるレジャー活動は、沿岸に住む地域住民や漁業に従事する人々はもちろんのこと、各利用者においても、安全が確保される必要があることは言うまでもありません。しかしながら、プレジャーボート等の船舶事故が多発するなど、水上安全の面からも課題となっています。これらの課題等を踏まえ、滋賀県公安委員会では今後の取組を以下のように進めます。

1
2 ウ 今後の取組方向

3 滋賀県琵琶湖等水上安全条例等による規制

- 4 ・ 滋賀県琵琶湖等水上安全条例に基づき、水泳場保安水域の指定や、航行が制
5 限される水域の設定を行います。
- 6 ・ 悪質な操船者、特に飲酒操船に対する滋賀県琵琶湖等水上安全条例、船舶職員及び
7 小型船舶操縦者法等による指導取締の強化を図ります。
- 8 ・ 琵琶湖における事故防止の徹底を図り、利用者の安全を守るため、琵琶湖水上オート
9 バイ安全講習等による規制等の周知徹底を図ります。
- 10 ・ 水泳場における遊泳者の安全や利用の適正化を図るため、管理者に働きかけを行い
11 ます。

3 施策の総合的な推進

琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷低減のための施策と適正なレジャー活動の促進のための施策を総合的に推進します。

(1) 計画の進捗管理

本計画の進捗状況を毎年点検することで、現状を把握し、必要に応じて施策や条例等の見直しを検討します。

(2) 琵琶湖レジャー利用と琵琶湖との望ましい関係構築に向けた検討

ア これまでの取組

琵琶湖保全再生計画に定める「活かすこと」と「守ること」の更なる好循環の推進に向け、湖面利用に関する税(レジャー税)の検討を積み重ねてきましたが、有識者への意見聴取を踏まえると、課税客体の把握や徴税コストに課題があり、現状においては実現困難との結論に至りました。

その一方で、税制度に限らず様々な立場の方に自主的に負担・貢献していただきやすいよう、「滋賀応援寄附」の琵琶湖保全に関するメニューとして「美しい琵琶湖を守ろう」を令和3年度から導入しました。

イ 現行施策の評価と課題

「美しい琵琶湖を守ろう」のためにいただいた「滋賀応援寄附」は外来魚のリリース禁止に関する取組にも活用しており、外来魚回収ボックスの維持、修繕に役立てることができています。

そのほか、令和元年度からは琵琶湖における航行規制水域表示ブイの修繕・設置にかかる取組に関するネーミングライツ契約締結を継続しており、航行規制水域を明示するためのブイを増設することができています。

引き続き、琵琶湖に関わる様々な主体に自主的に負担・貢献いただける仕組みや仕掛けをつくるため検討して行くこととします。

3 ウ 今後の取組方向

自主的な負担や貢献をレジャー利用の一環として、より気軽に実践できる方法の検討

・ 多様化するキャッシュレス決済とその普及状況を踏まえて、それらに関する技術やサービスを活用した寄附方法の導入を検討します。

(3)広報広聴活動の推進

ア これまでの取組

琵琶湖には多くのレジャー利用者が訪れており、琵琶湖ルールの遵守を徹底するためには、様々な機会を用い、広報を行うことで理解を得ることが重要です。また利用者や地域住民などからの意見や要望を聴くことも重要であることから、これまでに以下のような取組を進めてきました。

<取組内容>

- ・ 監視取締業務時の啓発アナウンス
- ・ 水上安全講習時の琵琶湖ルール説明
- ・ 各マリーナ等への啓発活動
- ・ 県ホームページやSNSを通じた情報発信
- ・ 利用者団体や業界団体を通じた広報や専門誌への掲載
- ・ 釣り大会などのイベントを通じた啓発活動

イ 現状施策の評価と課題

コロナ禍が明け、琵琶湖ルールの未認知あるいは日本語を解さないことに起因すると思われる利用者による騒音や迷惑行為が確認されており、プレジャーボートの違反航行が相次いでいます。琵琶湖ルールを守らず違反航行をした際に交付される停止命令書の交付実績を見ると、約80%が県外居住者であることが分かっています(図23)。令和6年度においては、外国籍のレジャー利用者にも停止命令書を交付しています。

これらのことから、琵琶湖ルールをさらに多くの人へ周知するため、以下の取組を行うこととします。

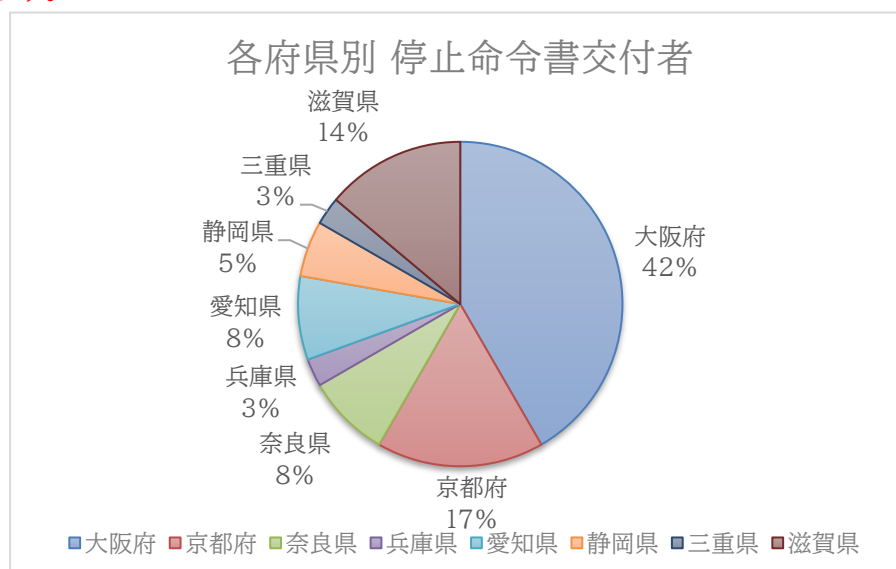


図23 各府県別 停止命令書交付者(令和3年～)

ウ 今後の取組方向

4

(ア) Web広告等を活用した啓発活動

- ・ ネットニュースによるバナー広告等、琵琶湖でレジャーを楽しまれる方々が見るWebページへの広告掲載など、啓発方法の工夫を行います。

(イ) 多様な情報伝達手法による啓発活動

- ・ 航行規制水域表示看板や啓発パンフレット等に多言語標記を追加します。
- ・ 視覚的に情報が伝わるようピクトグラムを各所に追加します。

(4) 調査研究の推進

適切に施策を推進するためには、常に琵琶湖のレジャー利用の状況について調査を行い、その状況を的確に把握する必要があります。航行規制水域の指定による騒音規制や従来型2サイクルエンジン規制、外来魚のリリース禁止などの規制は、全国的にも例のない取組であることから、その効果や成果を科学的かつ確実に把握し、今後の施策立案に役立てるために必要な調査を行います。

(5) 施策の推進体制

ア 県庁内の関係課と警察本部からなる「琵琶湖レジャー利用適正化推進会議」において、関係部局が連携を図りながら総合的な施策を展開していきます。

イ 県と関係市からなる「琵琶湖レジャー利用適正化連絡調整会議」において、市とも連携を密にしながら対応を図ります。

ウ 利用者団体や、利用者との接点となる事業者、事業者団体等の関係団体との連携を図ります。

エ NPO等の団体への情報提供や情報交換会を進め、NPO等との連携の強化を図ります。